

統計委第 1 号  
平成 31 年 1 月 22 日

厚生労働大臣  
根本 匠 殿

統計委員会委員長  
西 村 清 彦

毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見

平成 31 年 1 月 17 日に総務大臣から報告された「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況について（報告）」等により、毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る今般の事案について、大要以下のようなことが示された。

- 一 調査計画及び厚生労働省の公表資料において、「常用労働者（以下同じ）500 人以上規模の事業所」は全数調査を行うとしていたところ、平成 16 年以降、東京都については抽出調査を行っていた。

具体的には、東京都における「500 人以上規模の事業所」の平成 30 年の調査対象として抽出した事業所数は、全数調査であれば 1,464 事業所であるが、実際に平成 30 年 10 月分の調査対象事業所数は、概ね 3 分の 1 の 491 事業所であった（産業毎に抽出率は異なっていた）。

- 二 東京都の「500 人以上規模の事業所」については、平成 16 年から平成 29 年までの間の集計において必要な復元がなされていなかった。

また、東京都の「30 人から 499 人以下規模の事業所」についても、平成 21 年から平成 29 年までの間の集計において、一部で適切な復元がなされていなかった。

これらの結果、同統計で公表される賃金額が低めになっている影響があった。

- 三 確認できた範囲では、平成 8 年以降、調査対象事業所数が調査計画及び公表資料よりも概ね 1 割程度少なくなっていた。

統計委員会は、政策立案の基盤となり多方面に活用される公的統計の信頼に疑念を生じさせたこの事案を、極めて遺憾なことと認識する。また、これまで、統計委員会においては統計技術的観点から毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査の精度向上に多くの審議時間を費やし、厚生労働省に対しその改善を促してきており、本事案は極めて残念である。

統計委員会は、厚生労働省に対し、本事案に対する猛省を求め、統計技術的観点から、徹底した原因究明と再発防止を求めるとともに、1 月 17 日の審議を踏まえ、毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査の信頼回復に向け、以下の 1) から 3) の具体的措置の実施を求める。

- 1) 東京都の「500 人以上規模の事業所」の全数調査を可及的速やかに履行すること
- 2) 調査計画に記載された 33,200 事業所を対象とする調査を履行すること
- 3) 平成 24 年以降について復元に基づいた「再集計値」を主系列（調査計画において作成することとされている統計）へ切り替えること

以上